平成25年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)

平成25年度北はりま消防組合一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ165,674千円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ2,783,769千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる 経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年2月18日提出

北はりま消防組合 管理者 加東市長 安 田 正 義 北はりま消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定(要旨)

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による消防組織法(昭和22年法律第226号)の一部改正に伴い、現在、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令(昭和34年政令第201号)で規定している消防長及び消防署長の資格の基準は、新たに公布された市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令(平成25年政令第263号)の基準を参酌して市町村の条例で定めることとされたため。

2 制定内容

(1) 消防長の資格を有する者

北はりま消防組合(以下「組合」という。)の消防職員(消防吏員その他の職員をいう。)として消防事務に従事した者で、組合の消防署の消防署長の職又は組合の消防本部の部長の職その他組合におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったもの

(2) 消防署長の資格を有する者

組合の消防吏員として消防事務に従事した者で、当該消防吏員の消防司令長以上の階級に1年以上あったもの

3 施行期日

平成26年4月1日

北はりま消防組合手数料条例の一部改正 (要旨)

1 改正理由

消費税及び地方消費税の引上げ、直近の数値による人件費等の積算し直し等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部が改正され、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額が引き上げられたため、所要の改正を図るもの。

2 改正内容

製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の一部を引き上げること。

3 施行期日 平成26年4月1日

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の一 部変更(要旨)

1 協議理由

平成26年4月1日付けで小野加東環境施設組合がその名称を変更すること及び平成26年3月31日をもって南あわじ市・洲本市小中学校組合が兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減じ、及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約を変更することを関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等から南あわじ市・洲本市小中学校組合を削り、小野加東環境施設事務組合を小野加東加西環境施設事務組合に改めること。

3 施行期日 平成26年4月1日

平成26年度北はりま消防組合一般会計予算

平成26年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,821,037千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限 度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 377,000千円と定める。

平成26年2月18日提出

北はりま消防組合 管理者 加東市長 安 田 正 義